

2026年日独青少年指導者セミナー(派遣)実施要項
－文部科学省委託事業－

<主旨>

日独両国の青少年指導者が相互に交流し、両国の理解と交流を深めることで、青少年指導者の資質向上および両国間における青少年交流の発展を図ることを目的に実施する。

1. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(JJSA)

2. 期日・期間

令和8(2026)年9月20日(日)～10月3日(土) 12泊14日

※日本団集合:9月19日(土)

3. 人数

10名(予定)

4. テーマ

交流における研修成果をより高めるため、両組織間で設定したテーマに基づき、両国の身近な問題をディスカッションなど様々な形態と方法により研究する。

テーマ:安全・安心な子どものスポーツ環境を整える～セーフスポーツを目指して～

【趣旨】

安全・安心なスポーツ環境構築のために、スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害を防止するとともに、スポーツが多様性を承認し、社会のモデルを提示する必要性が国内外で指摘されている。

今回のセミナーでは、プログラムを通じて両国の現状や課題を学び、すべての子どもが安全・安心にスポーツを楽しめる環境を整え、セーフスポーツを目指すことを目的とする。

5. 日本団派遣

(1) 参加資格

以下 A～C のいずれかに該当し、原則として①～④の条件を全て満たす者

- A. 令和8(2026)年度にスポーツ少年団に「指導者」として登録しており、スポーツ少年団の理念を学んだ者(※)
- B. 令和8(2026)年度にスポーツ少年団に「役員」または「スタッフ」として登録しており、JSPO 公認スポーツ指導者資格を保有(JFA 公認 C コーチライセンス以上、JBA 公認 C 級ライセンス以上の資格を保有する者、令和7年度 JSPO 公認スポーツ指導者資格養成講習会受講修了者を含む)し、かつスポーツ少年団の理念を学んだ者(※)
- C. 道府県・市町村スポーツ少年団事務担当者

※「スポーツ少年団の理念を学んだ者」

- ・令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ・JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者
- ・前年度 JSPO 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者
- ・令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ・令和 2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

- ① インターネットによる通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者
- ② 英語またはドイツ語等を使い、現地で積極的にコミュニケーションを図る意欲のある者
- ③ 原則として45歳以下の者
- ④ 別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程」の記載内容を理解し遵守できる者

(2) 参加料

1人30万円

- ① 海外旅行保険代、日本-ドイツ間の往復航空券代、ドイツ滞在中の基本滞在費(宿泊費、食事代、施設入場料等)を含む。
- ② 次のものは参加料に含まれず、個人負担となる。
 - ・ 渡航手続き、パスポート取得等に要する費用
 - ・ 出発前日集合および帰国後離散にかかる旅費
 - ・ 現地におけるグループ内共通経費および個人的諸費用
- ③ 参加決定および参加料納入後、参加者本人の都合により本セミナーへの参加を取り消す場合には、実費(航空券キャンセル等)がかかったものに関しては、それらの金額を差し引いて返金する。

(3) 海外旅行保険

日本スポーツ少年団は、本セミナー期間中(前後の各移動日を含む)、日本団全員を被保険者とした海外旅行保険に加入する。

[補償内容(予定)]

傷害死亡・後遺障害	20,000千円(2,000万円)
傷害治療	3,000千円(300万円)
疾病治療	500千円(50万円)
賠償責任	5,000千円(500万円)

(4) 推薦方法

別に定める「日本団派遣候補者推薦要領」に基づき、道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団に推薦する。

(5) 推薦期限

2026(令和8)年6月23日(火)

(6) 派遣者の選考

日本スポーツ少年団において書類選考を行い、日本団派遣者を決定する。

(7) 日本団事前研修会(オンライン/参加必須)

2026(令和8)年8月23日(日)

(8) 参加の流れ

～6月30日(火)	参加者推薦(道府県スポーツ少年団→JJSA)
～7月上旬	決定通知送付(JJSA→推薦道府県スポーツ少年団、参加者)
8月23日(日)	日本団事前研修会(オンライン/参加必須)
9月19日(土)	日本団集合(成田空港または羽田空港周辺:調整中)
9月20日(日)	日本出発(成田空港または羽田空港)
～10月3日(土)	日本帰国(10月2日(金)ドイツ出発→3日(土)日本到着)

6. 個人情報および肖像権の取扱いについて

(1) 本セミナーの実施にあたり、日本スポーツ協会は以下の目的のために個人情報を取得する。

- ・ 本セミナーの申込手続きおよび参加資格審査
- ・ 本セミナーの運営上必要なプログラム編成および各種資料作成
- ・ 本セミナー運営上必要な申込手続き
- ・ 本セミナーの実施報告にかかわること(報告書、ホームページ、報道等)

・ 本セミナーの運営に必要な連絡

- (2) 日本スポーツ協会は、本セミナーの申込手続きにあたり、参加者の所属する道府県スポーツ少年団を推薦および申込受付の窓口として指定し、同団体は、日本スポーツ協会が定めた利用目的および取扱方法の範囲内で個人情報を受領し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3) 氏名、年齢、性別、生年月日、住所の情報は、名簿の作成、本セミナーの運営のため、ドイツ連邦共和国に所在する団体であり、ドイツ・スポーツ連盟の青少年組織である、ドイツスポーツユースリーグメントへ提供される。ドイツ連邦共和国は、EUの一般データ保護規則(GDPR)に基づき、日本と同等水準の個人情報保護制度を有する国として、日本の個人情報保護委員会に認められている。提供先であるドイツスポーツユースリーグメントにおいても、同規則に基づき、提供された個人情報は、利用目的の範囲内で適切に管理される。
- (4) 本セミナーの内容は、参加申込書に記載されている情報(氏名、道府県、年齢)とともに主催団体を通じた公開、セミナー関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載、次回以降のセミナープログラムへの掲載等で公表されることがある。
- (5) セミナー関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。
- (6) 氏名、年齢、性別、生年月日、パスポート情報等、旅行手配のために必要な情報は、日本スポーツ協会が委託する旅行代理店に提供される。なお、日本スポーツ協会は、旅行代理店と提供する個人情報に関する契約を締結するなど必要な措置を講じたうえで委託する。
- (7) 日本スポーツ協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続きに従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められた際には、本人に対し、法令に則って、所定の手続きに従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、日本スポーツ協会少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (8) 日本スポーツ協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。
<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

7. 事前研修会(オンライン)参加に係る留意事項

- (1) 参加者は、自己の責任において参加するために必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し管理する。主催者は、参加者の都合によりオンライン研修を参加できなかった場合の一切の責任を負わない。
- (2) 参加するために必要な通信回線の利用料金は参加者が負担する。
- (3) 参加者の各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用すること。主催者は、参加によりコンピュータウイルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わない。

NO! ~スポーツ・ハラスメント(暴力・暴言・ハラスメントなど)に、
みんなが『NO!』と言う社会を目指して~

